

## 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査等の状況

令和5年9月20日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況等の報告及び東京電力の取組の確認内容の詳細についての了承を諮るものである。

### 2. 報告内容

令和5年5月17日の第10回原子力規制委員会において了承された「今後の追加検査（フェーズⅢ）における対応方針」を踏まえた、検査の状況等について報告する（別紙1）。

### 3. 了承内容

追加検査（フェーズⅢ）における確認内容の詳細（案）について了承していただきたい（別紙2）。

### 4. 今後の予定

引き続き追加検査を行うとともに、随時、その実施状況を原子力規制委員会へ報告し、審議を行いながら追加検査を進める。

#### <添付資料>

- 別紙1 今後の追加検査（フェーズⅢ）における対応方針に基づく確認状況（非公開）
- 別紙2 追加検査（フェーズⅢ）における確認内容の詳細（案）

## 追加検査(フェーズⅢ)における確認内容の詳細(案)

令和5年9月 20 日  
原子力規制庁

フェーズⅢの追加検査では、本年5月17日の第10回原子力規制委員会において了承された「今後の追加検査(フェーズⅢ)における対応方針」に基づき、フェーズⅡの追加検査で確認された4つの検査気付き事項それぞれに対して、具体的な確認内容を定めて検査を行うこととした。

今般、東京電力が行う改善措置の有効性評価が終了する段階に入ったことから、別添のとおり、4つの課題に対する東京電力の取組を具体的に確認する内容を整理した。

(別添)

追加検査(フェーズⅢ)における確認内容の詳細(案)

追加検査（フェーズⅢ）における確認内容の詳細（案）

別添

4つの課題	フェーズⅢの追加検査における具体的な確認内容 (令和5年5月17日原子力規制委員会資料)	確認内容の詳細
(1) 正常な監視の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒天時の特別な体制が整備され、これにより正常な監視業務が実現されていること</li> <li>・ 不要警報の低減目標を達成していない現状を評価し、更なる対策を講じて改善を図っていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の経験を踏まえた厳しい自然環境を想定し、その状況下でも監視可能な体制（見張人、立哨要員を含む）が整備されていること</li> <li>・ 実際の状況に照らして、臨機応変に対応可能な柔軟性を有する体制になっていること</li> <li>・ この体制を保持するため、継続的な訓練計画が策定されていること</li> <li>・ 不要警報の実績を評価し、現場での気付きを取り入れる等、継続的に不要警報の低減対策に取り組んでいること</li> </ul>
(2) 改善された変更管理の運用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでに確認されている変更管理の不適合事案が社内ルールどおりに変更管理されていること</li> <li>・ 新たに整備される荒天時の特別な体制など、変更管理が適用される業務について、所定どおり影響評価等の運用が行われていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適合事案について原因の特定や再発防止対策が講じられ、新たに定めたルールに基づき変更管理が実施済みであること</li> <li>・ 検査時における変更管理対象案件について、新たに定めたルールに基づき適切に運用されていること</li> </ul>
(3) 実効あるPPCAPの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の目的を踏まえた出席者による技術的な議論が行われていること</li> <li>・ 協力会社を含め、事案の大きさに係わらず、CRの起票や情報共有が継続していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案件に応じて核物質防護以外にも運転管理や施設管理などの部門からの参加を得て議論が多面的かつ実効的に行われていること</li> <li>・ 各事案に対する是正措置や未然防止の取組に加え、PPCAPに登録された事案の類似性や頻発性の観点から、共通要因を抽出して是正する取組がなされていること</li> <li>・ 協力会社を含めた様々な関係者からCRが起票され、期限管理がなされた上で事案の処理状況や措置内容が関係者に共有される取組がなされていること</li> </ul>
(4) 実効性のある行動観察を通じた一過性のものとしにくい取組の実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 核物質防護規定に基づき、核物質防護に精通する者による独立した位置付けでの定期的な行動観察が行われ、評価基準を定めてそれに基づき適切に運用されていること</li> <li>・ 観察結果が直接社長に報告され、社長の指示を受けて必要な対応が行われていること、特に劣化兆候を把握した場合には改善に向けた取組が適切に行われていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 核物質防護モニタリング室（以下、「モニ室」という。）は、核物質防護関連の業務経験者で構成され、核物質防護関連部署から独立した社長直轄の組織であること</li> <li>・ モニ室は、予め行動観察の実施場所や実施時期を計画に定めた上で、実務部門に示さずに独自の行動観察を実施していること</li> <li>・ モニ室は、行動観察により自ら気付き事項を検出するとともにアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて社内規程に定めた評価基準に基づく分析を行い、劣化兆候等の課題を抽出していること</li> <li>・ モニ室は、行動観察とアンケート調査の結果及び上記分析結果を実務部門の関与がない場で社長に直接報告・共有するとともに、社長からの指示を関係者に伝達していること</li> <li>・ モニ室は、社長指示伝達後の実務部門における改善措置の履行状況を確認するとともに、さらに劣化兆候を把握した場合には自らCRを起票するなど改善を主導する取組を行っていること</li> </ul>